

『国税通則法の事前通知改正施行 同意記載あれば納税代理人通知』

国税通則法及び税理士法の改正により調査の事前通知の規定が整備され、7月1日から適用が始まった。この中では、税務代理権限証書に、納税義務者への事前通知は税務代理人に対して行われることに同意する旨の記載があれば、通知は当該税務代理人に対して行えば足りるとされている。これに伴って税務代理権限証書には新たに「調査の通知に関する同意」欄が設けられ、同意が示された場合には必ずこの欄への記載が必要となる。なお、納税義務者の意思に変更がない限り同意の記載がある証書を継続して提出することと、同意の示されている税目（源泉所得税を含む）は全て記載することとなっており、記載漏れがあった場合には納税義務者にも事前通知が行われる。また、税務代理人は通知された事項を確実に納税義務者に伝える責務がある。なお、申告書・税務代理権限証書を提出した後に同意が示された場合、翌年分等の申告からではなく、既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出することが望ましい。提出までの間、事前通知は納税義務者にも行われるためである。

国税庁では「税務調査手続に関するFAQ」を公表しているので、新たに税務代理を委任された場合など、過去の年分への対応等について参照されたい。



『中小企業庁、2次公募を開始 ものづくり、商業・サービス』

中小企業庁は7月1日から、平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり、商業・サービス）」の2次公募を開始した。公募期間は8月11日（当日の消印有効）まで。全国中小企業団体中央会が同事業の主たる実施主体となり、各都道府県中小企業団体中央会が地域事務局の役割を担う。申請書は、地域事務局あてに必ず郵便で送付する。1次公募で採択された事業者は、2次公募では申請対象外となる。同事業は、革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援するもの。国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関）と一緒に取り組む。

対象となるのは、認定支援機関に事業計画の実効性等が確認された中小企業・小規模事業者であって、「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用しているか、革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%および「経常利益」年率1%の向上を達成する一のいずれかを満たす者。

近くの認定支援機関や質問などは、各都道府県地域事務局に問い合わせるよう、全国中小企業団体中央会は促している。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。